



平成28年10月21日

新市民会館整備運営事業（東大阪市）に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、新市民会館整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、東大阪市において、旧市民会館及び旧文化会館の機能を集約し、市のシンボルにふさわしい文化芸術の創造と発信の拠点として、新市民会館を整備する事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI東大阪文化創造館株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社大林組（代表企業、本社所在地：東京都港区）、株式会社共立（本社所在地：東京都渋谷区）、株式会社大阪共立（本社所在地：大阪府大阪市）、株式会社リバティ・コンサーツ（本社所在地：大阪府大阪市）、株式会社キョードーマネージメントシステムズ（本社所在地：大阪府大阪市）、および株式会社東急コミュニティー（本社所在地：東京都世田谷区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。